地方自治法 (昭和22年4月17日法律第67号) 第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号) 第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年7月19日

横浜市契約事務受任者 港北区長 漆原 順一

- 1 契約の概要港北区高田東二丁目の擁壁倒壊に係る地盤調査等業務委託
- 2 履行(納品)場所港北区役所総務課、高田東二丁目
- 3 契約日令和5年6月3日
- 4 履行日又は履行期間 令和5年6月3日から令和5年7月31日まで
- 5 契約金額 58,300円
- 契約の相手方(名称及び所在)一般社団法人地盤品質判定士会理事長 北詰 昌樹東京都文京区千石4丁目38番2号
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

令和5年6月3日に高田東二丁目で発生した擁壁倒壊に伴い、倒壊現場周辺の住宅に避難指示を発令しました。本避難指示は、現場確認で倒壊現場周辺の住宅が危険な状態にあると判断して発令したものですが、危険な状態が継続するのかを調査し、危険が継続しない場合には速やかに避難指示の解除を行う必要がありました。ついては、避難指示解除にあたっては、地盤品質判定士による調査及び助言を基に判断することが妥当と判断し、速やかに地盤品質判定士に調査等を依頼する必要があったため当該随意契約を締結しました。

8 契約の相手方の選定理由 地盤品質判定士の派遣について、本市が一般社団法人地盤品質判定士会と協定を締 結しているため。

## 9 所管課

横浜市港北区総務部総務課